

(3) その他 「オンライン資格確認」について

◎オンライン資格確認とは

- マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により、加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報等のデータを一元管理し、マイナンバーカードを被保険者証として使用できる仕組み。
- オンライン資格確認の導入に当たっての基盤整備について
⇒ 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」案が令和元年5月15日に可決・成立。同月22日に公布。
- 令和3年3月から本格運用し、令和4年度中に概ねすべての医療機関での導入をめざす。

◎導入により何が変わるのか

- 医療保険の被保険者番号を個人単位化する(現行の世帯単位番号に2桁を追加)。
- 失効した保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少する。
- 高額療養費の限度額適用認定証(窓口での負担の上限額が分かる証。保険者が発行)の発行を求める必要がなくなる。
- 被保険者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等のデータ閲覧が可能となる(予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。)

◎今後の取り組み

- システム導入に向けた作業やその他事務等の流れについては、具体的に示されておらず、今後、国から発出される情報の収集に努め、順次対応していく。